

令和5年度(2023年度)

事業計画書

熊本県産業技術センター

目 次

第1	はじめに	1
第2	管理運営	
1	組織機構	2
2	職員数の推移	2
3	業務分担表	3
4	職員名簿	5
5	予算状況	6
6	情報の発信	7
7	展示会等への出展	7
第3	政策方針事業	
1	技術交流研究開発事業	8
2	ものづくり研究開発事業	9
3	材料・地域資源研究開発事業	10
4	バイオ・食品研究開発事業	11
5	農産加工研究開発事業	12
6	農産加工研修指導事業	13
7	新規外部資金等活用事業	14
8	サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業	15
9	デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業	15
10	DX導入モデル企業支援事業	16
11	県内被災地域の食品加工産業への支援事業	16
12	中小企業半導体サプライチェーン強化事業	17
第4	一般支援事業等	
1	一般支援事業	18
2	中核企業技術高度化支援事業	20
3	計量検定事業	20
第5	試験研究機器導入計画	
1	公益財団法人 JKA(競輪)補助事業	22
2	産業技術センター試験研究備品導入事業	22
3	県南被災地域の食品加工産業への支援事業	22
4	中小企業半導体サプライチェーン強化事業	23
第6	関連団体の事業	
1	熊本県産業技術振興協会	24
2	一般社団法人 熊本県溶接協会	23
3	熊本県ものづくり工業会	25
4	一般社団法人 熊本県計量協会	26
5	一般社団法人 熊本県工業連合会	26
6	熊本県発明協会	27
7	一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会	28
	参考資料	
1	熊本県産業技術センター条例	29
2	熊本県産業技術センター処務規程	31
3	熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱	37

第1 はじめに

熊本県産業技術センターの使命は、「売れるものづくり」を目指す地域企業のために、技術相談、設備開放、依頼試験・分析及び共同研究開発等を通じて技術的な支援をすることにあります。熊本県を株式会社と例えると、当センターは技術部の位置づけにあり、地域企業が県内外の組織と連携する際の橋渡し役を担い、挑戦する地域企業の研究・開発から事業化までを伴走支援することを目指しています。

私達は、「地域に、より貢献する産業技術センターへ」をスローガンに、未来を見据えた技術創造と人材育成を推進して参ります。特に、産業の活性化と未来社会の課題解決を両立させる技術開発や企業支援を目指します。そのために、地球温暖化や環境汚染、国内においては、人口減少、高齢化、自然災害といった未来社会の課題を、地域企業の皆さんと協力して産業技術により解決し、新型コロナ終息後の持続可能社会の実現(SDGs)に向けて取り組んで参ります。また、ウクライナや台湾情勢などの世界経済の不透明な状況を見据え、県の施策である「5つの安全保障」のうち、特に「経済の安全保障」の具体化に向け、地域企業支援の面から取り組みます。

具体的には、ニッチトップ技術の創出支援や技術高度化に向けた人材育成支援を積極的に進めます。さらに7年前の熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの地域企業の復興支援やニューノーマル時代に対応するデジタル技術を活用した企業のDX導入を推進します。加えて3年目となる「熊本県産業成長ビジョン」や今年度からスタートした「くまもと半導体産業推進ビジョン」の実現に向け、新しいことに果敢に挑戦します。そして、次代を切り開く価値創造により新産業創出を具現化するイノベーションの拠点となれるよう努力して参ります。

熊本県産業技術センターは、保有する施設・機器を最大限有効活用し、地域の発展に向け邁進して参ります。県民の幸福と豊かさを実現するために、地域企業に寄り添い効果的かつ効率的な運営を進めることで、関係する技術者や研究者の皆様が利用し易いセンターを目指してまいりますので、皆様のご理解・ご支援と一層のご活用をお願い致します。

令和5年(2023年)4月

熊本県産業技術センター
所長 土村 将範

第2 管理運営

1 組織機構

<令和5年(2023年)4月1日現在>

職員数=47名

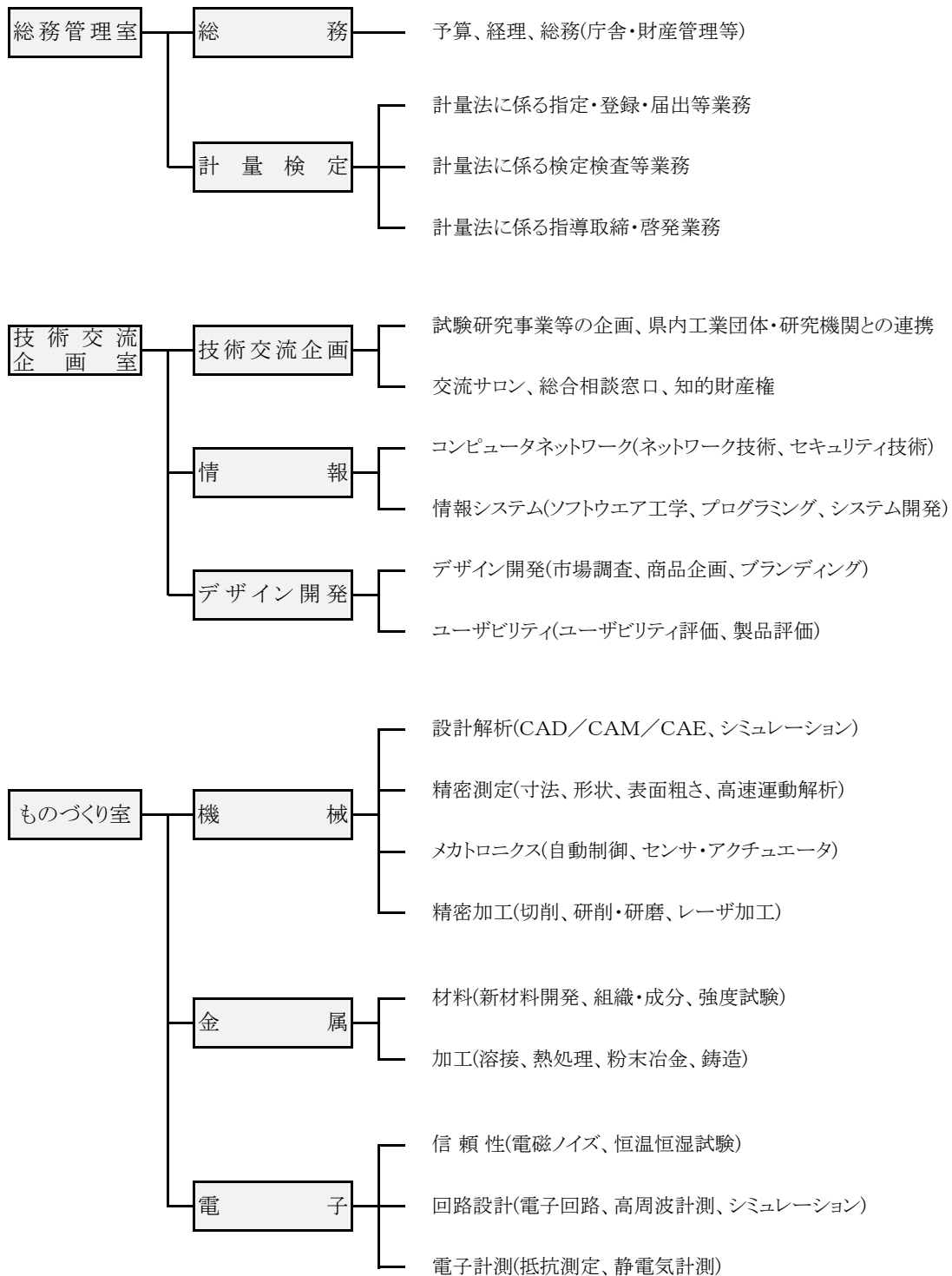
所長<技> 次長<事> 次長<技> 産業振興顧問 <嘱>	総務管理室 (6名)	室長(次長兼務)1、主幹1、参事4(うち1名は再任用)、主任主事1
	技術交流企画室 (7名)	研究主幹兼室長1、研究参事2、研究主任4
	ものづくり室 (12名)	室長1、研究参事3、研究主任5、研究員2、技師1
	材料・地域資源室 (7名)	室長1、研究参事2(うち1名は再任用)、研究主任3、研究員1
	食品加工技術室 (11名)	主幹兼室長1、参事1、研究参事4(うち1名は再任用)、研究主任2、研究員1、技師2(再任用)

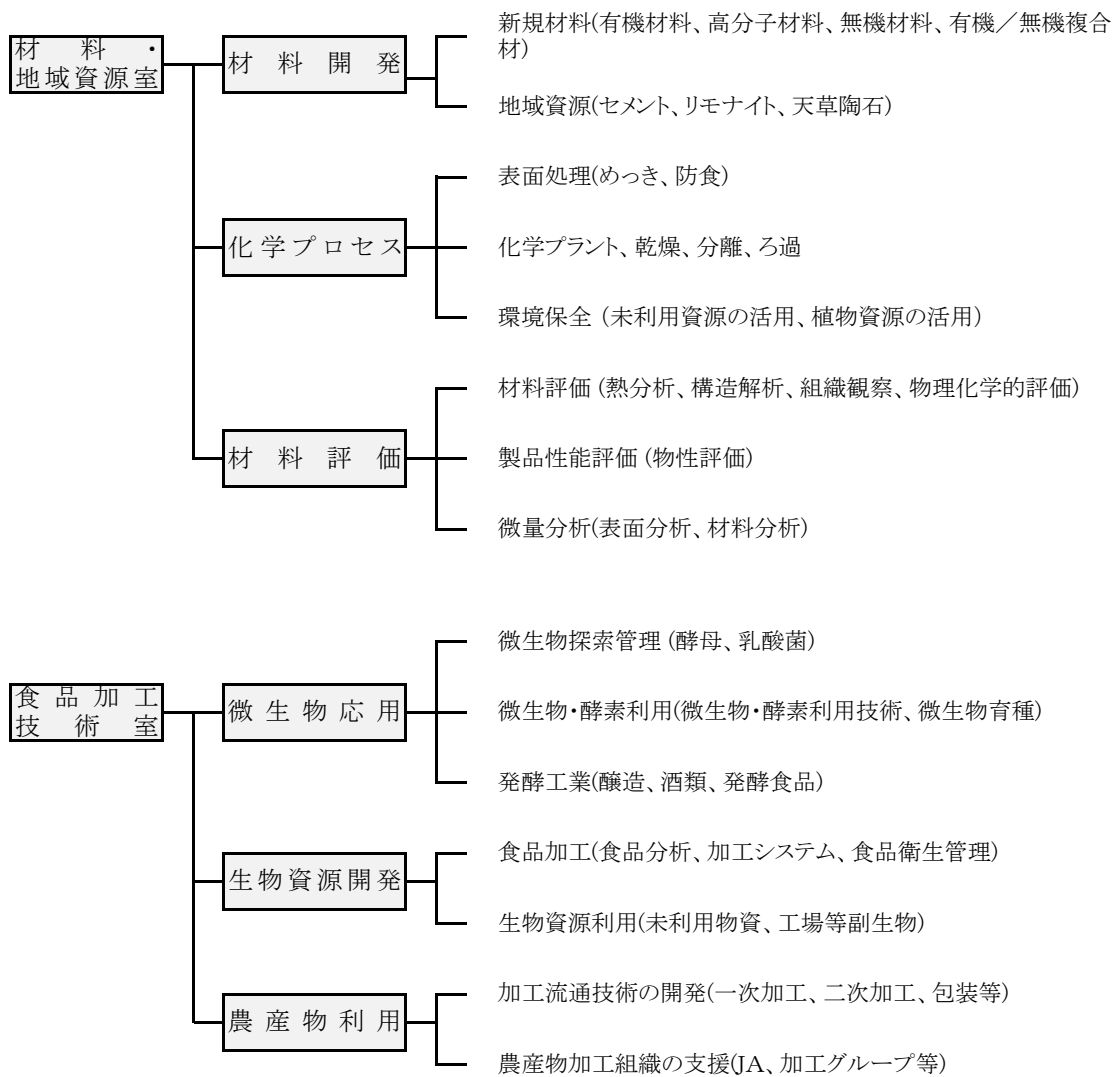
(注)嘱:特別職非常勤職員

2 職員数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
研究職	31	29	31	33	31	30	31	32	31	32
事務職	8	9	10	9	9	8	8	7	7	7
技術職	7	3	3	3	3	3	3	3	4	4
技能職	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2 (任,嘱)	2 (任,嘱)	1 (嘱)	1 (嘱)
計	51	46	49	50	48	46	47	47	46	47

3 業務分担表





4 職員名簿

部署及び職名		氏 名	部署及び職名		氏 名
所 長		土村 将範	(ものづくり室)	研究主任	百田 寛
次 長(事) (兼総務管理室長)		中山 智康		研究主任	山口 良一
次 長(技)		森山 芳生		研究主任	前田 和輝
産業振興顧問		今村 徹		研 究 員	池田 朋弘
総務管理室	(兼)室長	中山 智康	研 究 員	鈴木 克彰	
	主 幹	池松 育子	技 師	齋藤 幸雄	
	参 事	古庄 昭典	材 料 ・ 地域資源室	室 長	城崎 智洋
	参 事	大島 宏文		研究参事	堀川 真希
	参 事	植田 るみ		研究参事	永岡 昭二
	参 事	山上 智昭		研究主任	大城 善郎
	主任主事	荒兼 浩二		研究主任	龍 直哉
技術交流 企 画 室	研究主幹 (兼室長)	佐藤 達哉		研究主任	吉田 恭平
	研究参事	中川 優	研 究 員	野口 サララ	
	研究参事	道野 隆二	食品加工 技 術 室	主 幹 (兼室長)	野田 孝博
	研究主任	松尾 英信		参 事	成瀬 真里
	研究主任	石橋 伸介		研究参事	小田 明子
	研究主任	渡辺 秀典		研究参事	水上 浩之
研究主任	朝長 伸吾	研究参事		佐藤 崇雄	
ものづくり室	室 長	川村 浩二		研究参事	田中 亮一
	研究参事	甲斐 彰	研究主任	齋田 佳菜子	
	研究参事	濱嶋 英樹	研究主任	藤野 加奈子	
	研究参事	松枝 寛	研 究 員	川口 真里奈	
	研究主任	黒田 修平	技 師	荒木 眞代	
	研究主任	村井 満	技 師	福田 和光	

5 予算状況

(単位:千円)

事業名	令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	左の財源内訳							
				一般 財源	使用料 手数料	県債	財産 収入	寄付金	国庫	諸収入	
人件費	373,218	347,120	348,662	348,662	0	0	0	0	0	0	
政策方針事業	技術交流研究開発事業	2,000	2,000	2,520	2,520	0	0	0	0	0	
	ものづくり研究開発事業	3,031	3,031	3,960	3,960	0	0	0	0	0	
	材料・地域資源研究開発事業	2,222	2,222	2,520	2,520	0	0	0	0	0	
	バイオ・食品研究開発事業	2,134	2,134	1,487	1,487	0	0	0	0	0	
	農産加工研究開発事業	2,220	2,220	1,120	1,120	0	0	0	0	0	
	新規外部資金等活用事業	219,261	195,483	194,793	0	0	0	0	0	194,793	
	国等の新規提案公募型事業	183,021	167,333	162,681	0	0	0	0	0	162,681	
	カスタムメイド試験研究事業	33,240	25,300	29,262	0	0	0	0	0	29,262	
	シーズ創造プログラム事業	3,000	2,850	2,850	0	0	0	0	0	2,850	
	サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業	9,211	9,211	8,751	8,751	0	0	0	0	0	
	デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業	7,994	7,988	8,455	4,442	0	0	0	0	4,013	
	DX導入モデル企業支援事業	9,063	9,075	9,695	5,208	0	0	0	0	4,487	
	県内被災地域の食品加工産業への支援事業	11,000	11,780	11,773	6,069	0	0	0	0	5,704	
	中小企業半導体サプライチェーン強化事業	-	-	12,294	6,611	0	0	0	0	5,683	
	小計	268,136	245,144	257,368	42,688	0	0	0	0	19,887	194,793
投資事業	産業技術センター試験研究備品導入事業	6,113	8,992	13,008	9,008	0	0	0	4,000	0	
	一般支援事業(投資分) JKA(競輪) 補助事業	30,544	32,037	33,744	11,248	0	0	0	0	22,496	
	小計	36,657	41,029	46,752	20,256	0	0	0	4,000	0	22,496
部局別枠予算	運営管理費	68,677	71,880	86,772	60,540	10,048	8,000	638	0	0	7,546
	技術指導育成事業	186	48	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核企業技術高度化支援事業	11,993	11,993	11,993	11,993	0	0	0	0	0	0
	センター設備緊急修繕事業	2,913	2,761	2,733	2,733	0	0	0	0	0	0
	研修指導事業(食品加工技術室)	468	410	408	85	323	0	0	0	0	0
	一般支援事業	5,540	4,886	4,663	2,300	1,550	0	13	0	0	800
	一般支援事業	5,439	4,866	4,663	2,300	1,550	0	13	0	0	800
	依頼試験事業(食品加工技術室)	101	20	0	0	0	0	0	0	0	0
	計量検定事業	24,533	24,588	24,907	17,684	7,223	0	0	0	0	0
	計量器検定事業	18,163	18,236	18,555	11,332	7,223	0	0	0	0	0
	計量器定期検査事業	6,177	6,164	6,352	6,352	0	0	0	0	0	0
	計量関係取締事業	193	188	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	114,310	116,566	131,476	95,335	19,144	8,000	651	0	0	8,346
	合計	792,321	749,859	784,258	506,941	19,144	8,000	651	4,000	19,887	225,635

6 情報の発信

(1) 報告書等の発行・発信

- ・ 令和5年度(2023年度) 事業計画書の発行
- ・ 令和4年度(2022年度) 業務報告書の発行

(2) 技術情報等の発信

- ・ 熊本県産業技術センターメールマガジン(お知らせメール)の配信(随時)

(3) ホームページ運営(更新と情報機能強化)

- ・ ホームページアドレス <https://www.kumamoto-iri.jp/>

7 展示会等への出展

- ・ 九州・沖縄 産業技術オープンイノベーションデー
九州・沖縄地域 企業&公設試・産総研合同成果発表会
(主催:産業技術総合研究所九州センター・九州経済産業局)

第3 政策方針事業

1 技術交流研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
中小企業におけるDX導入による生産性向上に関する研究開発 R4～R5	継 続	コロナ禍によるサプライチェーンの分断、急激な市場動向の変化、働き手不足など県内企業を取り囲む課題は深刻さを増してきている。その解決策の一つであるDX導入において、低コストで高い効果が得られるシステム構築を図るために、安価な汎用センサを活用しつつも、複数組み合わせることによって、信頼性を高めると共に、生産性の向上を図る技術の開発を行う。	◎総括 佐藤 達哉	2,520 (千円)
DX導入における汎用センサ応用に関する研究開発 R4～R5	継 続	中小企業のDX導入においては、現場特有の複雑なデータの計測やヒューマンエラーへの対応等に対して、低コストで検出するシステムが求められている。そこで、安価な汎用センサを複数組み合わせることで、より広範囲に適用できるデータの推定を行い、生産性向上に有益な情報を計測、分析するための技術を開発する。 ①センシングデバイスの現場特有の環境への適合性向上や応用展開を目指し、冗長化やソフトセンサを検討する。 ②機械学習を活用し、安価で汎用的なセンサ等を用いた測定における精度の向上や異常検知等に活用する方法について検討する。	佐藤 達哉 渡辺 秀典 山口 良一 石橋 伸介 松尾 英信 甲斐 彰 中川 優	

2 ものづくり研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
県内製造現場における「ものづくり」の次世代化に資する研究 R4～R6	継 続	県内に集積している半導体・自動車関連の中小企業を対象に、製品品質の安定化及び生産性向上による競争力の強化、人手不足問題の低減、さらに DX 導入障壁への緩和を実施することによって、県内製造現場における「ものづくり」の次世代化を目指す。	◎総括 川村 浩二	3,960 (千円)
輸送用機器構造材における品質評価技術の開発 R4～R6	継 続	ものづくり現場において次世代へ伝承可能な品質評価技術の構築を図るため、以下のテーマに取り組む。 ①微小試験片を用いた強度特性評価法の確立 ②品質評価の高度化を実現する数値シミュレーション技術活用法の検討 ③X線 CT 画像を用いた次世代品質管理法の構築	百田 寛 濱嶋 英樹 池田 朋弘 齋藤 幸雄 村井 満 川村 浩二	
個別最適を効率的に実現する DX 構築技術の開発 R4～R6	継 続	効率的に個別最適な DX 構築を実現するため、以下のテーマに取り組む。 ①エッジコンピュータと最新ソフトウェア活用による DX 構築技術開発 ②DX 構築デバイスの選定とソフトウェア(デバイスドライバ)の開発	朝長 伸吾 黒田 修平 前田 和輝 松枝 寛 道野 隆二	

3 材料・地域資源研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
脱炭素社会実現に資する機能性材料・プロセス開発 R5～R7	新規	ゼロカーボンやGX、SDGsの考えを取り入れた機能性材料・プロセスを研究・開発することを目的として、エネルギー変換材料、構造材料、パーソナルケア関連材料に加えて、表面処理等の半導体関連プロセスの開発を推進する。これらによって脱炭素関連産業分野への展開を図る。	◎総括 城崎 智洋	2,520 (千円)
カーボンニュートラル構造材料に関する基礎開発 R5～R7	新規	①天然由来ナノファイバーを用いた導電性材料を利用し、熱制御を行うための、遮光性や遮熱性のある低コストで耐久性に優れた塗料や塗布フィルムを開発する。 ②天然由来ナノファイバーやセラミックスによる構造材料を開発し、建築材を補強する高強度で低コストである部材を開発する。	堀川 真希 龍 直哉 野口サララ	
高機能性エコマテリアル・プロセスに関する基礎開発 R5～R7	新規	①天然由来材料を利用した、シリコンウェハーや酸化ガリウム用の高効率で低コストである研磨材、および研磨プロセスを開発する。 ②抗菌性、抗ウイルス性などの機能を有する界面処理プロセスを開発する。 ③環境に調和した生分解性微粒子の製造プロセスを開発する。 ④低コストで高効率な燃料電池用触媒を開発する。	城崎 智洋 大城 善郎 永岡 昭二 吉田 恭平	

4 バイオ・食品研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
微生物による機能性成分生産に関する研究 R5～R7	新規	技術相談、指導、依頼試験、カスタムメイド試験研究などから掘り起こした企業ニーズのうち、これまでの研究成果(乳酸菌ライブラリーの構築やメタボローム解析など)を活用し、要望の高い微生物の開発に関する研究を実施する。	◎総括 野田 孝博	1,487 (千円)
味噌製造用酵母及び乳酸菌の開発と分譲技術の確立 R5～R7	新規	①消費者ニーズ(無添加みそなど)や熟成期間の短い味噌(若い麦味噌)の製造に対応した、酵母と乳酸菌の開発 ②分譲時のハンドリングに優れた乾燥酵母の開発	佐藤 崇雄 藤野 加奈子 田中 亮一 荒木 眞代	
焼酎における熟成香製造技術の開発 R5～R7	新規	①麴・酵母のバニリン前駆物質 4-VG を大量生産できる焼酎生産技術の開発 ②前駆物質 4-VG を目的物質バニリンに酸化させる技術の開発	田中 亮一 藤野 加奈子 荒木 眞代	

5 農産加工研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
地域資源を活用した高付加価値化に関する研究 R5～R6	新規	技術相談、依頼試験、農業生産現場の課題から見えてきた市場ニーズにこたえるため、食品加工技術室のもつ組織力（高機能な分析機器による解析能力、微生物活用能力）を活かし食品加工におけるニッチトップ技術を開発する。	◎総括 野田 孝博	1,120 (千円)
麴の機能性を活用した県産農産物の新たな発酵食品の開発 R5～R6	新規	製麴条件が麴特性（酵素活性等）に及ぼす影響、さらには麴特性が農産物発酵商品の特性に及ぼす影響を明らかにし、麴の機能性を活用した新たな県産農産物を用いた発酵食品を開発する。	川口 真里奈 水上 浩之 田中 亮一 成瀬 真里 佐藤 崇雄 福田 和光	
県内農産物のフードロス問題に寄与する食品加工技術の開発 R5～R6	新規	県産柿主要品種‘太秋’において廃棄される早期軟化果の高付加価値化のため、早期軟化果の成分特性を明らかにするとともに、早期軟化果の加工利用技術を開発する。	小田 明子 水上 浩之 佐藤 崇雄 成瀬 真里 福田 和光 藤野 加奈子	

6 農産加工研修指導事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
加工技術向上事業	継続	<p>県内の食品企業や法人を含めた農産加工組織に対して、ニーズに応じた加工技術及び人材育成支援を図り、新商品開発へつなげる。</p> <p>①食品企業、農業団体、法人を含めた農産加工組織等を対象に技術研修会を開催する。</p> <p>②加工食品の開発や改良を目的とした試作や技術研修を実施する。</p> <p>③地域での課題解決のため、要請に対応した現地指導・現地研修を行う。</p>	成瀬 真里 福田 和光	408 (千円)
農商工連携推進事業	継続	<p>県内農業者（農業法人）や農産加工組織等と食品産業との連携及び情報共有が円滑に行えるよう農商工連携推進事業を行う。</p> <p>①マッチングや連携活動による県産農作物活用の新製品開発支援の実施</p> <p>②農商工連携支援に役立つニーズ調査を実施</p>	成瀬 真里 福田 和光	

7 新規外部資金等活用事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
国等の新規提案 公募型事業	継 続	<p>地域企業の新技术・新製品開発を支援するために、国等の研究資金の獲得を目指す。</p> <p>① 日本学術振興会科学研究費補助金</p> <p>② 科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム</p> <p>③ その他の国の競争的研究資金制度</p>	各室担当者	162,681 (千円)
カスタムメイド 試験研究事業	継 続	<p>個々の企業に合わせた研究開発や測定・分析などの要望に対応するため、企業から必要経費及び技術ノウハウ料を受け入れて試験研究を実施する。</p> <p>以下に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められる場合に受け入れる。</p> <p>① 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの</p> <p>② 県の産業振興に寄与するもの</p>	各室担当者	29,262 (千円)
シーズ創造 プログラム事業	継 続	<p>永続的な“売れるものづくり”を実践するため、研究員の将来的な技術資産等(シーズ)蓄積を図る。</p>	各室担当者	2,850 (千円)

8 サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業	継続	<p>本研究では、人と環境に優しい材料(植物資源など)および製造プロセスの開発を念頭に置き、①省エネ対策遮光材料の開発、(温暖化対策、省エネ)②人に優しい医療治癒材料の開発、③次世代パワー半導体・平滑化システムの開発、④副生成物を出さない脱フッ素被膜化技術の開発の新規被膜材料に関する4つの課題を掲げた。</p> <p>これら GSC プロセスを鑑みた材料・プロセス技術を活用した機能性薄膜を基軸とし、新規環境・エコビジネスの萌芽を促す。</p>	城崎、堀川、永岡、龍、大城、川村、齊田、佐藤(崇)、吉田	8,751 (千円)

9 デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業	継続	デジタル実装技術の導入・運用を担う中核技術者(中堅社員、現場リーダー、工場長など)の人材育成を目的に、産学官連携による技術普及講習会等を実施する。	黒田、道野、佐藤(達)、川村、濱嶋、石橋、山口、渡辺、前田、朝長、大城、田中	8,455 (千円)

10 DX 導入モデル企業支援事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
DX 導入モデル企業支援事業	継続	DX (IoT、AI、ロボット、5G など) の導入等に積極的な企業に伴走型の支援を実施し、DX 導入モデル企業を複数生み出し水平展開することで、県内企業への DX の導入および定着を推進する。	黒田、道野、佐藤(達)、川村、濱嶋、石橋、山口、渡辺、前田、朝長、大城、田中	9,695 (千円)

11 県内被災地域の食品加工産業への支援事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
県内被災地域の食品加工産業への支援事業	継続	<p>令和2年7月豪雨で被害を受けた醸造食品企業の創造的復興を目指し、焼酎や味噌醤油蔵元の微生物資源を分離収集、解析と商品の再現や新商品開発を推進する。</p> <p>また、球磨川流域をはじめ県南地域に存在する醸造食品企業の微生物資源を解析保存することにより、災害等が起きた際、保管した微生物資源を活用して迅速な再建を支援できる体制を構築する。同時に食品加工企業における微生物の BCP(事業継続計画)策定を推進する。</p>	田中、佐藤(崇)、齋田、藤野、荒木	11,773 (千円)

12 中小企業半導体サプライチェーン強化事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
中小企業半導体 サプライチェーン 強化事業	新規	<p>県内大手半導体関連企業が抱える技術的課題の「収集・調査・技術検討」を当センターが中心となって実施する。</p> <p>その上で県内中小企業が対応可能な案件を橋渡しすることで、中小企業半導体サプライチェーン強化とそれによる経済効果の最大化を図る。</p>	松枝、川村、 濱嶋、朝長、 森山	12,294 (千円)

第4 一般支援事業等

1 一般支援事業

(1) 技術課題等の解決のため、技術相談・技術指導を行います。

(2) 当センターが保有する設備機器の開放を行います。

以下に記載するものは設備機器の一部ですが、その他の設備機器及び使用料等詳細については、当センターのホームページをご覧ください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<https://www.kumamoto-iri.jp/> 】

設置場所	設備機器名	概要
機械加工実験室 など (精密機械分 館、電子機械分 館)	X線CT検査装置	非破壊で内部欠陥検査や簡易寸法を計測
	電子線マイクロ アナライザ(EPMA)	精密機械部品や半導体回路の表面の元素を検出
	レーザ顕微鏡	三次元の表面形状を観察
	EMI計測システム	電子機器から発生する電磁ノイズを測定
	恒温恒湿器	温・湿度に関する耐環境試験
	CAD/CAM/CAE システム	コンピュータ支援による設計、加工システム
	TDRオシロスコープ	電気信号伝送性能を測定
	硬さ標準システム	ビッカース硬さを測定、自動マッピング可能
	CNC旋盤	NC旋盤とマシニングセンタの機能を持った工作機械
	射出成形機	主に熱可塑性樹脂を所望の形状へ加工
	混練性・押出性試験機	ゴムやプラスチックなど、材料の加工性を評価
	騒音計	製品から発生する音の定量的評価、音源探査も可能
	真空脱脂焼結炉	真空や不活性ガス雰囲気中での熱処理
	3Dプリンタシステム	3Dデータから直接3Dモデルを造形
	非接触三次元デジタイザ	測定物の表面形状を高密度な三次元点群データとして出力
	多軸複合加工支援 システム	同時5軸加工機、機上計測装置及びCAMを組み合わせた複合的な加工支援システム
	非破壊検査システム	超音波および過電流による探傷
	多機能CAEシステム	コンピュータ支援による設計検証・性能評価
	高周波計測システム	電磁波ノイズの測定および耐性の評価
	摩擦摩耗試験システム	摩擦抵抗や摩耗度合いを測定
大規模流体解析システム	対象物内外の流れを解析する設計支援システム	
分光スペクトル解析システム	微小な色の違いをスペクトルで捉えることができるシステム	
精密切削加工システム	ヘール加工機能や安定切削領域解析を備えた高精度マシニングセンタ	

設置場所	設備機器名	概要
ケミカル材料試験室・機器分析室・耐環境試験室など (本館、精密機械分館、電子機械分館)	EDS付走査型電子顕微鏡	材料や部品等の微細構造観察と組成分析
	耐候性試験装置	材料・製品等への紫外線照射による材料評価
	塩水噴霧装置	製品・部品等への塩水噴霧による耐食性評価
	蛍光X線分析装置 	製品・部品等に対する不純物等の非破壊元素分析
	小角散乱付きX線回析装置	結晶構造の評価
	ICP発光分光分析装置	溶存金属の定量分析
	比表面積測定装置	粉体の表面積の評価
	接触角計	材料表面のぬれ性評価
	粒子物性評価装置	ゼータ電位、粒子径測定
	ラマン分光分析装置	ラマンスペクトルによる物質の同定
	分光光度計	透過率、反射率の測定
	粘度計	粘度の測定
	示差熱重量同時測定装置	物質の示差熱重量の測定
	示差走査熱量計	物質の示差熱量の測定
	粒子圧壊力測定装置	微粒子の力学強度の評価
元素分析測定装置	有機化合物の元素分析、C, H, N, Sの分析	
食品機器分析室など (食品加工分館、本館)	ガスクロマトグラフ 質量分析計	揮発性物質(香り成分など)の定性及び定量分析
	液体クロマトグラフ 質量分析計	高極性物質の定性及び定量分析
	紫外可視分光光度計	液体試料のスペクトル測定、定量分析
	マイクロ波プラズマ 原子発光分光分析装置	ミネラル等の元素分析
	トランス脂肪酸分析装置	トランス脂肪酸の定量分析
	顕微鏡システム	微生物や食品中の異物等の観察及び画像撮影
	振とう培養機	酵母など微生物の培養
	味認識装置	塩味や旨味などの味の相対的評価
食品加工試作実験室 (食品加工分館)	電気式オーブン	食品の加熱加工と多機能加熱調理が可能
	真空凍結乾燥機	野菜や果物など復元性を目的とする乾燥
	超微粒粉砕機	食品やその原料の粉砕
	果汁飲料製造装置	果汁飲料、ドレッシング、ソース等を容器に定量充填が可能
	食品用高圧殺菌機	食品の加圧加熱殺菌
	減圧加熱煮練機	減圧下で濃縮した高品質ジャム・エキス等の製造
	穀類粉砕機	穀類等の粉砕
	食品用乾燥システム	水分減少をモニタリングしながら食品の乾燥が可能



印がついている機器は、公益財団法人 JKA(競輪)の補助を受けて導入しました。

※公益財団法人 JKAは競輪とオートレースの振興法人です。

(3) 依頼試験・分析等を行います。

ご希望の方は、事前に分析内容等について当センターにメール又は電話にてお尋ね下さい。

また、手数料については、当センターホームページをご覧ください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<https://www.kumamoto-iri.jp/> 】

担当部署	項目	内 容
ものづくり室	機械試験	金属・機械材料強度試験
	金属試験	非破壊検査、溶接曲げ、マクロ試験、金属組織、金属分析
	形状測定	三次元形状測定、平面度測定、真円度測定、表面粗さ測定、レーザ顕微鏡(表面観察、非接触表面粗さ測定)等
材 料 ・ 地域資源室	物性分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
	表面分析	無機材料、有機材料、高分子材料
	構造分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
食品加工 技 術 室	食品試験	食品成分分析、微生物・酵素試験、食品化学・物理試験

(4) 企業の技術者や研究者、高専生、大学学部生、大学院生等を一定期間受け入れ、技術者養成を行います。

(5) 企業技術者の専門的知識の向上・改善を図るため、技術普及講習会や研修会を開催します。(別表1を参照)

(6) 熊本県みそ醤油工業協同組合から委託を受けて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく醤油の格付検査を実施します。(しょうゆ農林規格格付け事業)

2 中核企業技術高度化支援事業

当センターが構築したコンピュータネットワークシステムを利用して、中核企業・進出企業等の技術開発及び技術の高度化を積極的に支援します。

3 計量検定事業

(1) 計量関係事業者(製造、修理、販売、計量証明、適正計量管理等)の登録・届出の受付や指定等を行います。

(2) 特定計量器の検定・検査を実施します。

① 検定検査に必要な質量基準器(例:はかり、分銅)、体積基準器(例:基準タンク)等の基準器検査

② タクシーメーター、自動車等給油メーター、水道メーター、質量計等の検定

③ はかり等の定期検査(指定定期検査機関へ委任)

(3) 取引や証明での適正な計量を確保するために、商品量目立入検査、特定計量器立入検査、事業所等立入検査等の指導取締を行います。

(4) 計量制度の普及啓発のため、計量教室等を開催します。

(5) 主任計量者試験を実施します。

(別表1)

技術普及講習会・研修会実施計画

	講習会・研修会等の名称	回数	予定年月 (R=令和)	備考
技企 術画 交室 流	技術普及講習会 (情報技術)	2	R5.7 ～R6.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (デザイン開発)	1	R5.7 ～R6.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
も の づ く り 室	技術普及講習会 (CAD/CAM/CAE)	3	R5.6 ～R6.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (金属材料分析)	2	R5.7 ～R6.2	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (電子技術)	3	R5.6 ～R6.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (機械加工・計測技術)	2	R5.7 ～R6.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
材 料 ・ 地 域 資 源 室	走査型電子顕微鏡に関する技術講演会	1	R5.5	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	超音波技術に関する講演会	1	R5.8	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	異物・材料分析に関する講演会	1	R5.10	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	セルロース材料に関する講演会	1	R5.12	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	表面技術に関する講演会	1	R6.2	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
食 品 加 工 技 術 室	食品衛生管理講習会	4	R5.7 ～R6.3	熊本県産業技術振興協会 食品加工専門部会と共催
	食品加工技術研修会	4	R5.7 ～R6.3	くまもと農業アカデミーと共催
	人材育成セミナー	4	R5.7 ～R6.3	熊本県産業技術振興協 食品加工専門部会等と共催

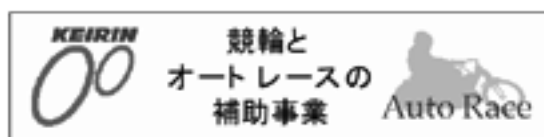
※ 具体的な日程は、当センターホームページ等で確認してください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<https://www.kumamoto-iri.jp/> 】

第5 試験研究機器導入計画

県内中小企業等に対する技術指導や依頼試験等に必要となる試験研究機器について、以下の事業を活用して導入する予定です。

1 公益財団法人 JKA(競輪)補助事業



(令和5年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
Ar イオンミリング加工システム	<p>試験する領域に対して観察、分析等の試験に適した状態を保持したまま、試験機に設置できる寸法・形状に切り出し加工を行う機器です。</p> <p>金属をはじめ、セラミック、ガラス、樹脂、また、これらの複合材料や生体材料まで幅広い材料に対応し、複雑で高精細化された構造を破壊せずに保持した状態で、各種の試験を実施することができます。</p>

2 産業技術センター試験研究備品導入事業

(令和5年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
ハンディー3D スキャナー	<p>金属部品等の立体物をスキャンし、3Dデータを取り込むことで、CADデータとの比較検査などができる装置です。</p> <p>本装置は持ち運びできるため、生産現場での測定が可能になります。</p> <p>被削材を加工機に固定した際の歪みを測定できるため、固定方法が原因となる製品不良を事前に防ぐことができます。</p>

3 県南被災地域の食品加工産業への支援事業

(令和5年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
嫌気培養システム	<p>酸素の存在で生育が抑制、阻害されるような嫌気性微生物の培養に利用します。</p> <p>培養温度や供給ガスなどにより、対象微生物の増殖に適した環境に調整します。</p>

4 中小企業半導体サプライチェーン強化事業

(令和5年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
半導体プロセス環境試験装置	<p>半導体デバイス製造時に各種部品が晒される環境(真空・温度・プロセスガス等)を再現する装置です。</p> <p>県内中小企業が製造する半導体関連部品の効率的な品質評価が可能で、高度化する半導体製造技術に対応できます。</p>

第6 関連団体の事業

1 熊本県産業技術振興協会

1 目的

本県産業の進歩発展を図るため、熊本県産業技術センターに協力し、産業技術の向上と合理化を図り、会員相互の親睦を深めていきます。

2 事業計画の概要

- (1) 熊本県産業技術センターメールマガジンによる各種情報の発信
- (2) 専門部会による技術普及講習会等の開催
- (3) 熊本県収入証紙の売りさばき

3 事務局

熊本県産業技術センター 本館1階総合執務室内
電話(代表) 096-368-2101
FAX 096-369-1938
E-mail kawabe@kumamoto-iri.jp

2 一般社団法人 熊本県溶接協会

1 目的

県内関係業界と地元大学及び熊本県産業技術センターの相互連携のもと、県内企業の溶接に関する技術、技能の向上及び普及を図ります。

2 事業計画の概要

(1) 溶接技能者評価試験の実施

予備講習会(年月日)	学科及び実技試験日	場 所
第1回 令和5年4月9日(日)	4月15日(土)、16日(日)、 17日(月)、22日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(4/25のみ)
第2回 令和5年8月13日(日)	8月19日(土)、20日(日)、 21日(月)、26日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(8/29のみ)
第3回 令和5年12月3日(日)	12月9日(土)、10日(日)、 11日(火)、16日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(12/5のみ)

(2) 溶接技術競技大会・表彰式の開催及び参加

名 称	開催年月日	場 所
第56回 熊本県溶接技術競技大会	令和5年9月16日(土) 表彰式(予定): 令和5年12月20日(水)	熊本県産業技術センター
第53回 九州・沖縄地区 溶接技術競技会	令和5年7月2日(日)	宮崎県工業技術センター (宮崎県)
第68回 全国溶接技術競技会	令和5年11月11日(土)、 12日(日)	日立建機(株) 霞ヶ浦総合研修所 (茨城県)
第7回 熊本県高校生溶接技術 競技会	令和5年6月3日(土)	熊本県産業技術センター
第15回 九州地区高校生溶接技術 競技会	令和5年8月5日(土)	ポリテクセンター鹿児島 (鹿児島県)

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内
電話(直通) 096-369-5519
FAX 096-369-5724
E-mail yokyo-s@kumamoto-iri.jp

3 熊本県ものづくり工業会

1 目的

「ものづくり」の基盤をなす事業団体として、その「ものづくり」の進歩発展のため、産学官の相互連携による生産技術、経営の向上と合理化を図ります。

2 事業計画の概要

- (1) 総会 令和5年5月19日(金)KKR ホテル熊本
- (2) 理事会 (6回/年)
- (3) 射出成形講習会
・実技講習会 (5・6月:熊本県立技術短期大学校)
- (4) 先進地見学会 (11月予定)
- (5) 40周年記念式典・新春講演会 (1月予定)
- (6) 分科会 (2回/年 予定)

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内

電話(直通)/FAX 096-365-3938

E-mail monodukuri@jqkk.jp

4 一般社団法人 熊本県計量協会

1 目的

本県の計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検査事業等を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって県民の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

2 事業計画の概要

- (1) 計量に関する知識の普及・啓発
- (2) 計量に関する調査・研究
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する講演会、講習会等の開催
- (5) 計量関係功労者等の表彰
- (6) 関係行政機関及び関係団体との協調・連携
- (7) 計量器代検査に関する事業
- (8) 指定定期検査機関に関する事業
- (9) 指定計量証明検査機関に関する事業
- (10) 計量器検定業務事業
- (11) 熊本県収入証紙の売りさばき
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内

電話(直通) 096-367-7816

FAX 096-288-9972

E-mail kuma-keikyou@feel.ocn.ne.jp

5 一般社団法人 熊本県工業連合会

1 目的

- (1) 熊本県内誘致企業と地場企業との生産連携強化
- (2) 大学や行政機関とのネットワーク形成
- (3) 既存団体間の連携強化

2 事業計画の概要

- (1) 半導体関連・自動車関連等のビジネス部会や研究会の運営によるビジネスチャンスの創出
- (2) 各種展示会への出展支援をはじめ、販路拡大のための総合支援
- (3) トップマネジメントセミナーや中堅社員研修等の人材育成
- (4) 大学や高等専門学校との包括連携に基づくビジネス機会の創出
- (5) 熊本県知事及び熊本市長への施策提言
- (6) 工業大賞の顕彰

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階

電話(直通) 096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

6 熊本県発明協会

1 目的

発明の奨励・知的財産権制度の普及啓発等の事業を推進し、新技術開発の創出・支援、次代を担う子供たちを育む青少年創造性育成事業など、地域経済の活力や技術開発を支援します。

2 事業計画の概要

- (1) 九州地方発明表彰事業
- (2) 全国発明表彰への推薦
- (3) 発明奨励・普及事業
- (4) 戦略的知的財産活用推進事業
- (5) 熊本県発明工夫展開催事業
- (6) 全日本学生児童発明くふう展への出展
- (7) 未来の科学の夢絵画展への出展
- (8) 少年少女発明クラブ運営事業協力

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階((一社)熊本県工業連合会内)

電話(直通) 096-360-3291

FAX 096-360-3291

E-mail jiii-43@gaea.ocn.ne.jp

7 一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会

1 目的

県下の情報サービス産業が抱える共通課題を解決すべく結束し、産学官の連携を図りつつ、高度情報化社会のリーダーとして地域社会に貢献します。

2 事業計画の概要

- (1) ITビジネス委員会および研究会部会によるビジネスの創出
- (2) 各種セミナーによる技術支援及び啓発
- (3) 産学官連携によるビジネスモデルの創出
- (4) 各種IT展示会への出展支援
- (5) 熊本県知事及び熊本市長への施策提言

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階
電話(直通) 096-285-8131
FAX 096-214-2030
E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

熊本県産業技術センター条例

(昭和27年6月14日条例第42号)

熊本県工業試験場設置条例を公布する。

熊本県産業技術センター条例 (題名改正・平成19年条例第22号)

(設置の目的)

- 第1条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。
- 2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

(位置)

第2条 センターは、熊本市に置く。

(組織)

第3条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

- 第5条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。
- 2 前項の使用料の額は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月22日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成元年3月25日条例第26号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。(後略)

附 則 (平成4年3月22日条例第30号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成7年3月16日条例第24号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。(後略)

附 則（平成9年3月25日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成10年3月25日条例第10号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月23日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成13年3月23日条例第16号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成19年3月16日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年3月23日条例第20号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月28日条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第29号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成31年3月22日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表の改正規定及び次項の規定は平成31年4月1日から、第5条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は平成31年10月1日から施行する。（後略）

附 則（令和4年3月23日条例第12号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月24日条例第12号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）

別表（第5条関係）

設備	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1台30分につき	240円以上3,820円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1台30分につき	70円以上6,050円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1台30分につき	140円以上3,790円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1台30分につき	190円以上4,280円以下の範囲内で知事が定める額
電気試験・電気加工設備	1台30分につき	170円以上1,860円以下の範囲内で知事が定める額
有機薄膜試験 ・有機薄膜加工設備	1台30分につき	180円以上6,020円以下の範囲内で知事が定める額

備考 使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。

熊本県産業技術センター処務規程

(昭和31年6月1日訓令第1248号)

熊本県工業試験場処務規程を次のように定める。

熊本県産業技術センター処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターに次の室を置く。

- (1) 総務管理室
- (2) 技術交流企画室
- (3) ものづくり室
- (4) 材料・地域資源室
- (5) 食品加工技術室

(次長等)

第3条 センターに次長を置く。

- 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 3 各室にそれぞれ室長を置く。
- 4 室長は、所長の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 センターに審議員を置くことができる。
- 6 審議員は、上司の命を受け、産業技術の試験研究に関する重要な事項を審議する。
- 7 センターに、首席研究主幹を置くことができる。
- 8 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。
- 9 センターに、主幹、研究主幹、参事及び研究参事を置くことができる。
- 10 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 11 研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する事務を処理する。
- 12 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 13 研究参事は、上司の命を受け、試験研究に関する業務に従事する。

(分掌事務)

第4条 各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室

- (1) 公印に関すること。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 県有財産の管理並びに物品及び製作品の出納保管及び検収に関すること。
- (6) 所内事務の統一調整及び取締りに関すること。
- (7) 計量関係の登録及び届出並びに適正計量管理事業所の指定に関すること。
- (8) 計量器の検定及び検査並びに基準器の検査に関すること。
- (9) 計量取締に関すること。

(10) 適正な計量の実施を確保するための指導、普及及び啓発に関すること。

(11) その他他室に属しないこと。

技術交流企画室

(1) 技術情報の収集及び分析並びに技術交流企画に関すること。

(2) センターの広報及び産業技術の普及促進に関すること。

(3) 試験研究等の総合調整及び企画に関すること。

(4) 試験施設及び設備の利用に関すること。

(5) 県内工業団体、研究機関等との連携及び調整に関すること。

(6) 情報技術の試験研究及び指導に関すること。

(7) 工業デザイン及び商品企画の研究開発及び指導に関すること。

(8) 知的財産権及び技術革新の促進に関すること。

ものづくり室

(1) 生産加工技術の試験研究及び指導に関すること。

(2) 生産管理技術の試験研究及び指導に関すること。

(3) 電子技術の試験研究及び指導に関すること。

材料・地域資源室

(1) 工業材料技術の試験研究及び指導に関すること。

(2) 地域資源の試験研究及び指導に関すること。

食品加工技術室

(1) 微生物応用技術の試験研究及び指導に関すること。

(2) 食品関連企業等の加工及び流通技術の試験研究及び指導に関すること。

(3) 県産農産物等の加工及び流通技術の試験研究及び技術指導並びに研修に関すること。

(4) 県産農産物等を利用した製品開発の企画及び総合調整に関すること。

(専決事項)

第5条 所長は、次の事項を専決するものとする。

(1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。

(2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関すること。

(3) 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。

(4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。

(5) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。

(6) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。

(7) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。

(8) 個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。

(9) 個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。

(10) 第5号から第7号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。

(11) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること(熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。)

- (12) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (13) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (14) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (15) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (16) 100万円未満の支出負担行為(第11号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (17) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (18) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
- (19) 設備の一時使用承認に関すること。
- (20) 製作品の価格決定及び払下げ並びに依頼事項の受理及び費用弁償額の決定に関すること。
- (21) 熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)及び熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づく使用料及び手数料額の決定に関すること。
- (22) 計量法(平成4年法律第51号)第10条の規定に基づく勧告及び公表に関すること。
- (23) その他軽易な事項に関すること。

2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。

- (1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務(次長の服務を除く。)に関すること。
- (2) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (4) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (5) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (6) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (7) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (8) 100万円未満の支出負担行為(第4号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (9) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (10) 設備の一時使用承認に関すること。
- (11) その他軽易な事項に関すること。

3 総務管理室長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 計量関係の登録に関すること。
- (2) 計量器の検定に関すること。
- (3) 計量器の定期検査に関すること。
- (4) 基準器の検査に関すること。
- (5) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関すること。
- (6) 計量法に基づく諸届書の処理に関すること。
- (7) 計量に関する報告の徴収に関すること。
- (8) 計量法に基づく特定市の長との協議に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在であるときは、次長が所長の事務を代決することができる。

2 所長及び次長がともに不在であるときは、総務管理室長が所長の事務を代決することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定のあるものを除く外、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和31年6月1日から施行し、昭和31年3月24日から適用する。(後略)

附 則 (昭和31年10月22日訓令第1984号の3)

この訓令は、昭和31年10月1日から適用する。

附 則 (昭和32年6月29日訓令甲第26号)

この訓令は、昭和32年6月10日から適用する。

附 則 (昭和36年9月1日訓令甲第32号)

- 1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和37年1月1日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則 (昭和38年3月30日訓令甲第7号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年10月26日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月31日訓令甲第5号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年8月1日訓令甲第24号の2)

この訓令は、(中略)昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月22日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年8月15日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和42年8月15日から施行する。

附 則 (昭和43年5月7日訓令甲第15号)

- 1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和44年8月1日訓令甲第35号)

この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月31日訓令第4号の2)

- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和46年6月30日訓令第30号)

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日訓令第45号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年7月31日訓令第38号)

この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日訓令第7号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年7月17日訓令第19号)

この訓令は、昭和53年7月17日から施行する。

附 則 (昭和58年3月30日訓令第11号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月30日訓令第17号)

この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月28日訓令第4号)

この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月26日訓令第8号）
この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。
附 則（昭和60年3月26日訓令第15号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。（後略）
附 則（昭和60年12月24日訓令第36号）
この訓令は、昭和60年12月24日から施行する。
附 則（昭和61年12月24日訓令第22号）
この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。
附 則（昭和63年9月28日訓令第23号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。（後略）
附 則（平成元年3月31日訓令第9号）
- 1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。（後略）
附 則（平成4年3月31日訓令第11号）
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。
附 則（平成12年3月31日訓令第3号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
附 則（平成13年3月30日訓令第29号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
附 則（平成14年3月29日訓令第19号）
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成15年3月31日訓令第10号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
附 則（平成17年3月31日訓令第27号）
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成19年3月30日訓令第11号）
- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。（後略）
附 則（平成20年3月31日訓令第12号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成20年6月20日訓令第44号）
この訓令は、平成20年7月1日から施行する。
附 則（平成21年3月31日訓令第13号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成23年3月31日訓令第50号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月3日訓令第1号）
この訓令は、平成28年3月3日から施行する。
附 則（令和2年3月31日訓令第35号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和5年3月31日訓令第23号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料3 熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)が、熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるカスタムメイド試験研究を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(委託料の見積依頼)

第2条 要綱第3条の規定による委託料の見積依頼は、カスタムメイド試験研究委託料見積依頼書(様式第1号)によるものとする。

(委託料見積書の提出)

第3条 要綱第4条の規定による委託料の見積書の提出は、カスタムメイド試験研究委託料見積書(様式第2号)によるものとする。

(カスタムメイド試験研究の申請)

第4条 要綱第5条の規定によりカスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、熊本県(以下「県」という。)に、カスタムメイド試験研究申込書(様式第3号)を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の受け入れ)

第5条 県は、提出されたカスタムメイド試験研究申込書について、要綱第6条の規定により受け入れの可否を判断する。

2 県は、前項の規定により当該試験研究を受け入れることを決定したときは、カスタムメイド試験研究の受け入れに関する通知書(様式第5号)により委託者に通知する。

(カスタムメイド試験研究契約)

第6条 要綱第7条第1項の規定により県と委託者は、カスタムメイド試験研究に関する契約(以下「契約」という。)を、カスタムメイド試験研究委託契約書(様式第6号)(以下「契約書」という。)により締結する。

2 要綱第7条第2項により契約書の作成を省略する場合において、県はカスタムメイド試験研究請書(様式第7号)を発行するものとし、その発行をもって契約が成立したものとみなす。

(委託料)

第7条 要綱第8条の規定により、委託者は締結した契約書に定める委託料について、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 県と委託者は協議の上、委託料の支払いを分割して行うことができる。

3 前項の分割の回数は、4回を上限とする。

(委託者からの研究用資材及び設備の提供)

第8条 要綱第10条の規定により、委託者がカスタムメイド試験研究に伴う研究用資材及び設備を提供する場合は、別紙1(様式第8号)を、カスタムメイド試験研究委託料見積依頼書に添付するものとする。

(委託者からの研究員の派遣)

第9条 要綱第11条により、委託者が研究員の派遣を希望する際は、別紙2(様式第9号)及び当該研究員の履歴書を、カスタムメイド試験研究委託料見積依頼書に添付するものとし、当該研究員が臨時社員の場合は、研究実施期間を通じて有効な労働災害保険に加入し、その契約書の写しを当該依頼書に添付しなければならない。

2 前項の場合において、委託者は、カスタムメイド試験研究の申込みにあたり、県に研究員の派遣に係る誓約書(別紙3(様式第10号))を提出しなければならない。

(研究結果の報告)

第10条 要綱第15条により、カスタムメイド試験研究の結果を報告するときは、カスタムメイド試験研究報告書(様式第11号)を、委託者へ提出しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 要綱第18条により、県は、委託者から開示を受け、又は知り得たカスタムメイド試験研究に関わる情報を秘密として保持しなければならないものとし、委託者は、カスタムメイド試験研究実施に当たり、県から開示を受け、又は知り得たカスタムメイド試験研究に関わる情報を秘密として保持し、県の事前の同意なしに、それらを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

- (1) 開示を受け、又は知得した際、既に公知、公用となっている情報で、かかる事実を自ら証明できるもの
- (2) 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していた情報で、かかる事実を自ら証明できるもの
- (3) 開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に知得した情報で、かかる事実を自ら証明できるもの
- (5) 開示された情報によることなく、独自に創出又は発見したことを自ら証明できるもの

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月 2日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条、第3条及び第5条の規定は、改正規定の施行の日以後の申込みに係るカスタムメイド試験研究から適用し、同日前の申込みに係るカスタムメイド試験研究については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県産業技術センター

〒862-0901 熊本市東区東町三丁目11番38号

TEL: 096-368-2101 (代表) FAX: 096-369-1938

発行者: 熊本県 所属: 産業技術センター 発行年度: 令和5年度

ホームページアドレス <https://www.kumamoto-iri.jp/>